

28 年度 定住促進にかかる補助事業

問い合わせ＝本庁舎 5 階 都市計画課（すまいの相談窓口）
（559-5103 FAX 559-7400）

※必要書類は上記まで問い合わせるか、市ホームページでご確認ください。

新婚世帯家賃補助事業

市外に住む新婚世帯が市内に定住するため民間の賃貸住宅を借りる場合に、家賃の一部を補助します。

補助内容＝27 年 4 月 1 日以降に夫婦ともに市外から市内の民間賃貸住宅に転入する夫婦の家賃の一部

※民間賃貸住宅とは、市営・県営住宅、雇用促進住宅などの公的賃貸住宅、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、社宅、官舎、寮などの給与住宅および借上公共賃貸住宅、申請者の 3 親等以内の親族が所有する住宅・賃貸住宅を除く民間賃貸住宅のこと。

補助要件＝次の要件をすべて満たす新婚世帯

①新婚世帯とは、補助金申請日に婚姻届の届出日から 3 年以内で、夫婦いずれかが申請時に 40 歳以下で子どものいない夫婦のみの世帯

② 27 年 4 月 1 日以降に市内の民間賃貸住宅に賃貸借契約を締結していること

③夫婦のいずれもが、27 年 4 月 1 日以降に市外から市内へ転入と同時に上記の民間賃貸住宅に居住すること

※転入後に婚姻届を提出する場合は、転入日から 1 カ月以内のみが対象。

④公的制度による家賃補助などを受けていないこと

⑤民間賃貸住宅の家賃を滞納していないこと

補助額＝実質家賃負担額（賃貸借料から共益費、駐車場使用料などと、給与に含まれる住宅手当を除いた額）の 3 割を、月額上限 2 万円まで交付決定月から最長 36 カ月間補助

※ 100 円未満の端数は切り捨て。また、支払った金額が補助限度額以下の場合、支払った金額が支給額。

申し込み＝必要書類を都市計画課に提出

子育て世帯親元近居助成事業

親子間の子育てや介護などの支えあいを促進するため、子育て世帯が親と近居のため市内に定住することを支援します。

補助内容＝市外に住む子育て世帯が市内に住む親と近居するために、市内に住宅を取得した時に必要な登記費用や引っ越しにかかる費用の一部

補助要件＝次の要件をすべて満たす子育て世帯

①子育て世帯とは、18 歳以下の子どもを有する世帯（出産予定を含む）

※ 18 歳の子どもは、18 歳に到達した年度末までを対象とします。

②子育て世帯は、27 年 4 月 1 日以降に市外から市内へ転入し、転入と同時に当該住宅に居住していること

③子育て世帯は、28 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日までに市内の住宅の所有権保存登記または所有権移転登記を行っていること

④子育て世帯の夫婦のいずれもが申請時に 40 歳以下であること

⑤親が市内に住民登録後、引き続き 5 年以上住んでいること

⑥昭和 56 年 5 月以前に着工された住宅で、三田市が実施する簡易耐震診断推進事業の対象となる住宅は、当該簡易耐震診断を受けること

⑦三田市に定住の意思があること

補助額＝最大 30 万円（内訳：①登記費用 20 万円 / 世帯、②引っ越しにかかる費用 10 万円 / 世帯）

※ 1,000 円未満の端数は切り捨て。また、①と②で支払った費用が補助限度額以下の場合、支払った金額が支給額。

申し込み方法＝29 年 4 月 28 日までに、必要書類を都市計画課に提出



3 世代同居助成事業（新規）

親子間の子育てや介護などの支えあいを促進するため、子育て世帯が親世帯と同居のため市外から市内に定住することを支援します。

補助内容＝市外に住む子育て世帯が市内に住む親世帯と 3 世代の同居をするために、親が住んでいる住宅をリフォーム・増築・改築もしくは登記に要した費用および引っ越しにかかる費用の一部

補助要件＝次の要件をすべて満たす子育て世帯

①子育て世帯とは、18 歳以下の子どもを有する世帯（出産予定を含む）
※ 18 歳の子どもは、18 歳に到達した年度末までを対象とします。

②親世帯とは、子育て世帯の世帯主またはその配偶者のいずれかの親などが属する世帯

③子育て世帯と親世帯（3 世代世帯）が市内の同一住所に住民登録をしていること

④子育て世帯は、28 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日までに市外から市内に転入し、親世帯の居住する住宅をリフォーム・増築・改築などを行い、同居すること

⑤子育て世帯の夫婦のいずれもが申請時に 40 歳以下であること

⑥同居する親世帯が市内に住民登録後、引き続き 5 年以上住んでいること

⑦昭和 56 年 5 月以前に着工された住宅で、三田市が実施する簡易耐震診断推進事業の対象となる住宅は当該簡易耐震診断を受けること

⑧三田市に定住する意思があること

補助額＝最大 30 万円（内訳：①リフォーム工事費または登記費用 20 万円 / 世帯、②引っ越しにかかる費用 10 万円 / 世帯）

※ 1,000 円未満の端数は切り捨て。また、①と②で支払った費用が補助限度額以下の場合、支払った金額が支給額。

リフォーム工事費用の補助金の対象＝

① 3 世代世帯の人が居住するための部分のリフォームなど

② 床・内壁・天井などの内装替え、畳の取り換えなどの内装工事

③ 雨戸・戸・サッシ・ふすまなどの取り換えなどの建具工事

④ 電気・ガスなどの設備工事

⑤ トイレ・風呂・キッチンなどの水廻りの改修などの工事

リフォーム工事費用の補助金の対象外＝

① 敷地造成、門、塀その他の外構工事

② 家具、家庭用電気機器器具等の購入、設置など

③ 物置、車庫等の設置など

④ 国、兵庫県または市の住宅改修に係る補助の対象となる工事（三田市高齢者住宅バリアフリー化事業など）

⑤ 下水道接続にかかわるもの

申し込み＝29 年 4 月 28 日までに、必要書類を都市計画課に提出

※リフォーム工事をする際には、事前に都市計画課に連絡ください。



マイホーム借上げ制度推進事業

マイホーム借上げ制度は、50 歳以上のシニア世帯が所有する自宅を手放すことなく「一般社団法人移住・住みかえ支援機構（J T I）」が最長で終身にわたり借り上げ、相場より安い家賃で、子育て世帯などに転貸する制度です。市では、より広く普及・活用を図るため、賃貸借に必要となる費用の一部を補助します。



【住宅を貸す】

補助内容＝

マイホームを J T I へ賃貸する場合に必要な次の費用の一部

① 事務手数料：18,360 円（税込み）

② 建物診断費用：48,360 円（税込み）

③ 住宅改修（リフォーム費用）：上限 60 万円

※支払った費用が補助限度額以下の場合、支払った金額が支給額。

補助要件＝28 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日までに J T I へ賃貸する市内の住宅の所有者

申し込み＝29 年 4 月 28 日までに、必要書類を都市計画課に提出

【住宅を借りる】

補助内容＝

市内の J T I の賃貸物件を借りた場合に必要となる次の費用の一部を補助

① 事務手数料：10,800 円（税込み）

② 仲介手数料

③ 機関保証会社保証料

補助要件＝28 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日までに J T I が賃貸する市内の住宅の賃貸借契約が完了し、住民登録して居住している賃借人

補助額＝上限 120,000 円 / 世帯

※支払った費用が補助限度額以下の場合、支払った金額が支給額。

申し込み＝29 年 4 月 28 日までに、必要書類を都市計画課に提出



（広告）

お悩み・お困りごと、ありませんか？ お一人で悩まずお気軽にご相談ください。

無料法律相談会

事前予約不要!

相続・成年後見・贈与・多重債務
離婚・賃貸借・訴訟代理（司法書士法廷）
消費者問題・会社設立など

第1・第3水曜日 17:30～19:00

第2・第4土曜日 13:00～15:00

場所：三田駅前キッピーモール6階

※祝日・年末年始他、臨時で日程及び会場が変更される場合があります。

兵庫県司法書士会伊丹支部 078-341-2755

ラジオ放送 / 毎月第2水曜日15:10～15:40 HONEY FM (82.2MHz) 「サウンドカフェ」番組内に「教えて、司法書士さん」総賛放送中

（広告）

コムスの住みかえ支援サービス

メリット 1 最長でマイホームを
終身借上げ!!

メリット 2 いったん借上げると空家になっても
最低家賃を保証!!

メリット 3 家賃保証があるから
老後の資金に!!

移住・住みかえ支援機構の「マイホーム借上げ制度」による終身借上げでマイホームを売却することなく年金資産として活用しませんか？
※その他制度の詳細につきましてはお問い合わせください。

お問合せ (株)北摂コミュニティ開発センター (通称:コムス)
(電話) 563-1951 北摂コムス 検索
(受付) am9:30 ~ pm6:00 (土日祝日を除きます)

